

## 令和2年第4回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時22分散会

### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

### 出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
--------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
----------------	-------	------------	-------

農業委員  
会長

飛世 薫 君

農業委員  
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博 行 君

監査委員  
局長

岡崎 忠 幸 君

事務局出席者

議事局長

穴田 義 文 君

議事局長  
議事課主任

岡崎 浩 章 君

議事副  
局長

前畑 美 香 君

議事副  
局長

駒井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで副議長と交代いたします。

---

○副議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

5番 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一問一答にて質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、今年度の新卒者の就職状況とコロナ禍での雇用状況についてお伺いいたします。

今年度は昨年からの新型コロナウイルスなどによる感染症の拡大による非常事態宣言に伴う営業の制限や外出の自粛など、平常時とは異なる異質な社会情勢になっています。現在でも、新型コロナウイルス感染の拡大は大変大きな問題として社会生活に影を落とし、自粛や制限などを強いられていることは周知の事実であります。いつ鎮静化するのか、当面は個々が日常生活の安全を確保しつつ過ごさなければなりません。

そこで、このような状況下で多くの諸課題はありますが、私からはまず今年度の新卒者の進学、就職状況と雇用環境についてお尋ねをいたします。

感染症の影響で、会社の縮小や休止などが連日メディアでは報道されていますが、本市の会社などにおける営業状態及び雇用状況について、さらには本市での就職、雇用等について、また本市以外への就職について、就職希望者、就職先など詳細を把握している範囲でお答えください。

このような感染拡大の状況の中で、新年度における企業の経営、営業動向が懸念されるところであり、就職先の確保や求人数の確保など、対策を講じなければならないと思いますが、次年度に向けての本市としての対応や企業への雇用の特例、本市の臨時、時限的な職員の採用などについての方策をお知らせください。

次に、障害者の雇用状況についてお尋ねいたします。

現下、障害者の一定規模の企業についての雇用が法制化されてはおりますが、本市の法制化されていない会社や事業所などの雇用状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。労働実態調査などを踏まえてお知らせください。

これは社会全体で働く意欲のある全ての人が、労働の機会を得ていくという、いわば共生社会の基盤となるものであり、その実現のために努力していかなければなりません。そのためにも就職の機会と雇用の確保は十分な支援体制が必要と考えますがいかがでしょうか、お伺いたします。

次に、障害者雇用に関して伺います。

令和2年4月1日に施行された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正する法律についてお尋ねいたします。

まず、この法律の改正趣旨及び概要について、令和元年法律第36号をお知らせください。この中で、自治体に対しては、障害者雇用対策基本方針に基づき障害者活躍推進計画を定めるものとし、同指針に即して障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。また、障害者雇用推進者、障害者雇用の促進等の業務を担当する者及び障害者職業生活相談員、各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者を選任しなければならないことや民間の事業主に対する措置などが規定されています。

さらには障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置も盛り込まれるなど、制度強化が図られておりますが、本市としては障害者活躍推進計画の策定や障害者雇用推進者、職業生活相談員の選任など、障害者への十分な対応を急がなければならないと思いますが、現状と今後の方針についてお知らせください。

最後に、女性の働きやすい職場環境についてです。

雇用に関しては、男女雇用機会均等法において、募集、採用、昇進等の男性と女性の差別が禁止されております。また、男女共同参画基本法では、あらゆる分野における女性の活躍や男女が対等の立場で社会参画を目指すことが示されています。さらに、女性活躍推進法でも女性の個性と能力が十分に発揮されるよう取り組みが進められています。

このように女性の社会進出や雇用環境の改善など、多くの法によって規定されています。今後、労働力の確保がますます大きな課題になってくるものと想定されます。女性の社会進出・活躍は労働力確保の面でも非常に重要なことだと考えていますが、本市の女性の活躍推進の考え方をお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から就職状況と雇用環境について答弁申し上げ、障害者の雇用状況については副市長から答弁申し上げます。

初めに、新卒者の就職状況と雇用環境についてです。

北海道労働局の発表によりますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、来年春に卒業する道内の高校生の就職内定率は去年の同じ時期に比べて減少しており、企業の採用活動も停滞が見られ、大変厳しい状況になっています。このような状況から、雇用の中止や延期など、新卒採用を抑制した動きが見られ、その傾向が長期化するおそれも出ている状況です。

そこで、本市の状況についてですが、新規学卒者の内定取り消しなど、新卒採用を抑制した動きは今のところないと聞いているところです。

また、士別商工会議所が実施している、6業種から売り上げや向こう3カ月の見通しを調査した本年10月期の景気動向調査では、特にサービス業が新型コロナウイルス感染拡大の影響から宴会需要が減少し、売り上げ減少の要因となっており、今後も回復は見込めない見通しとなっています。それ以外の業種については、売り上げは前年と変わらない、もしくは増加しているものの、見通しについては悪化を懸念する状況となっています。

このほか、市内事業所における雇用状況については、事業所からの求人数は昨年と比較して減少傾向にあり、求職者の数も同じく減少傾向にあります。

また、士別地方3高等学校の新規学卒者の進路状況は、全体の約66%が進学を希望し、残り約34%が就職を希望している状況です。そのうち、本市に就職を希望しているのは25名で、就職希望者全体の約46%です。さらに、本年10月末の就職状況では、全体で内定率が約10ポイント減の約44%となっておりますが、男子と女子では希望する業種も違うことから、今後の動向に注視が必要であると考えているところです。

市内の高校生の就職先業種は、サービス業、事務、生産工程などとなっています。

次年度に向けての対応については、コロナ禍であったとしても、今まで実施してきた市内事業所と高校生による企業説明会などに参画することで就職先や求人数などを着実に確保する取り組みを続けてまいります。

また、現段階において、市内の内定取り消しや新卒採用の抑制した動きがないことから、市では臨時・限定的な職員の採用を行うなどの特段の取り組みは予定していないところでございます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは障害者の雇用及び女性活躍推進にかかわっての御質問にお答えいたします。

初めに、障害者の雇用状況についてです。

令和元年度に実施した労働状況実態調査によりますと、市内で障害者を雇用している事業所は22事業所で、全体の約10%となっております。雇用人数は、常用労働者18人、パートタイマー9人、臨時・季節雇用2人、派遣労働者3人となっております。

障害のある方の自立した生活を守るため、就労支援は重要であり、平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、この法律に基づいて、本市においても26年度から毎年度物品調達推進方針を策定して、障害福祉事業所からの物品購入や業務委託など、就労支援に努めているところであります。

また、障害者団体や支援事業所等からなる自立支援協議会に就労支援部会を設置し、部会長には士別地域障がい者職親会の会長に担っていただき、個別ケースの状況や市内の雇用状況な

どの情報をもとに個別の就労につなげているほか、講演会の開催や新規就労者の激励会の開催などを行っております。今後も、自立支援協議会を中心に各関係機関と連携を図る中、障害のある方への就労支援に当たってまいります。

次に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の趣旨と概要についてです。

法改正の趣旨としては、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対して短時間労働以外の労働が困難となる状況にある障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援と、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるとされております。

その概要としては、国及び公共団体に対する措置として、国や地方公共団体がみずからの責務で障害者の雇用に努めなければならないことや障害者活躍推進計画の作成と公表の義務化などがなされております。

また民間の事業主に対する措置として、短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会を確保するため、短時間労働者を雇用する事業所に対して障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金と優良事業主の認定制度が新設されております。

さらには、国及び地方公共団体の機関において、障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があったことを踏まえ、算定対象となる障害者であるのかの確認について厳格化が図られております。

本市といたしましても、改正法に基づき、本年4月に計画期間が令和6年度までの5カ年とする障害者活躍推進計画を策定し、また、その後の関係省令の制定に基づいて、11月1日付で障害者の雇用促進と継続を図るための施設環境整備を行う障害者雇用推進者、そして、就労している障害者の職業生活全般における相談、指導を行う職業生活相談員を職員の中からそれぞれ1名選任したところであります。

次に、女性活躍推進の考え方についてです。

女性活躍の推進に向けては、平成27年に女性活躍推進法が制定されたことにより、みずからの意思で職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力ある社会の実現を図るための取り組みが進められております。

本市では同法に基づく市町村計画として、士別市男女共同参画行動計画を位置づけているところであります。日本における女性の就業率は、現在7割を超えておりますが、その内訳は、非正規社員が半数以上を占めており、男性の約2割と比較すると高い状況となっております。少子高齢化によって労働人口が減少していくことから、企業はこれまで以上に女性が活躍できる環境を整えることが求められております。

同法では大企業に事業主行動計画の策定が義務づけられておりますが、本市では計画の策定義務がない企業や労働者にも、女性が働きやすい職場環境や女性参画がさらに推進されますよう、男女共同参画行動計画に基づきながら、啓発や支援を中心に取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君） 再質問といたしますか、お願いも含めてお話しさせていただきたいと思えますけれども、この法律の現下でいくと、対象とされる企業というのは大変少ないわけですが、ただ、障害者というのは年々増えていっているのも現状だと思います。美深だとかいろいろな養護施設を含めて、学校を卒業されてから、また地元に戻ってきたときに、その受け皿がないと大変心苦しいのは、よそに就職を求めていく、そのときには本人だけでなく親も一緒に転出する、流出をしていくという現状も踏まえていくと、この法律をもとに対象となる企業は少ないかもしれないですが、より深めていくために、行政としては情報は提供しているはずなんですけれども、情報を受けている企業のほうとしては反応が恐らくちょっと鈍いような気がするんです。知的な感覚なんですけれども、そういうふうに受けるので、できれば企業に情報を提供した後に、定期的にどうですかという問いかけをしながら、情報をいただく。そしてその関係を密にしていかないと、この受け皿に含めてサポートという意味では、情報を提供していく意味でもやっていく必要があると思うんですけれども、その辺のことを御答弁いただくというか、やれるかやらないのか、恐らく先ほど、障害者雇用推進者や職業生活相談員は職員から出しているということも含めて、そのことも捉えながらやっていくべきだと思うんですけれども、そこら辺のところを答弁いただけますでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

本市では、障害を持たれる方、障害を持っている、あるなしということにかかわらず、市民として心豊かにしっかりとこの場で生活できるということが極めて重要なことであり、そこを推進していくのが我々行政の一つの大きな役割であると考えております。

今の喜多議員からのお話の中で、我々がいろいろ情報を出しても、なかなか実効性が備わっていないのではないかと、伴っていないんじゃないかといったようなお話がございましたので、その辺も含めて、この障害者の雇用ということ全体の、しっかりとこの地で就労ができるというあり方というのを検討しながらいきたいと思えます。

○副議長（井上久嗣君） 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 次の、2つ目の質問に行きます。

2つ目は特別定額給付金事業にかかわる課題と、今後の行政体制についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策として、国からの国民一人一人に定額の生活支援と言うべき特別定額給付金事業、いわゆるばらまきとも言われた政策でもありましたが、この事業に対する効果と各自治体が給付事業を負ったことについての検証を行わなければならないと私は思っております。コロナ禍での申請などの事務手続について課題がなかったのか、お知らせください。

給付金、補助金、助成金など、本来は必要なときに必要な人へ、必要なだけの支援をしていくことがその目的であると考えますが、この給付金は市町村としては政策もなしに、市民にた

だ配ったということになるような気がします。

まず、市民が受けたこの給付金に対して、多くの市町村で課題となった給付事務について、今後の市政運営のために生かしていく必要があると思いますがいかがか、お伺いしたいと思います。

また、今後このような国などの政策についての行政事務や職員の負担がかかることも予想されますが、行政のデジタル化への対応が急務と思われれます。今後の対応についてどのように進めていくのか、伺います。

このたびの事務におけるマイナンバー制度の加入率の低下や体制不備が指摘をされておりますし、このたびのような世帯を主とした給付においては個人を主体としたマイナンバーでは対応できなかったこともあり、現在の世帯レベルでの行政のあり方が困難になっている状況から、個人単位での行政システムに変革していくことが重要となってくると思います。

今後の課題として、これを変革していくことが、このマイナンバー制度をどのように進め、活用していくのか、考えがあればお知らせください。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、特別定額給付金事業に対する効果と検証についてです。

特別定額給付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としており、1人当たり10万円の給付金を世帯主に対して給付した事業です。

また、この給付金の申請手続は、感染拡大防止の観点から、郵送またはマイナンバーカード所有者によるオンラインのいずれかによって申請するとともに、給付についても銀行口座への振り込みが基本となります。

本市では、申請等の事務手続について、会計年度任用職員を採用するとともに、各出張所等における相談対応や申請書類の審査作業、地域担当職員による高齢者への申請の声かけなど、全庁的な取り組みを進めることで他の市町村で課題となった書類審査のおくれや窓口での混乱などもなく対応できたと考えています。

一方、オンライン申請については、迅速な申請を行うことが可能であるものの、本市のオンライン申請件数は全体の1.6%と少なかったところです。マイナンバーカードの普及など、デジタル化が進むことによって、より効果的な事務処理に結びつけることが可能となりますが、今回の申請手続では、本人確認書類との照合などで手作業が必要となるなど、必ずしも効果的な活用には至らなかったところです。

次に、マイナンバーカードを活用した行政のデジタル化についてです。

今回の特別定額給付金については、世帯主が申請し、受給することとなっているため、世帯主がカードを所有していなければオンライン申請ができないこととなりました。これは住民基本台帳をもとに台帳上の世帯主が世帯員全員分を一括申請することで申請件数が抑えられるこ



とや事務工程が簡素化されるメリットがあったものであり、申請が世帯主か個人かだけではなく、デジタル化をより進めるためには、マイナンバーカードの取得が肝要であると考えます。

現在、カードで利用できる行政手続としては、北海道自治体共同システムによる電子申請サービスを利用することにより、オンライン申請で転出届が役所に出向くことなく済ませられるほか、住民票交付申請や児童手当に関する各種届け出などが利用可能です。

一方で、マイナンバーカードでのオンライン申請による手続は、現状では口座情報がひもづけされていないことから、給付事業等については最終的に人による入力や確認作業が残るといった課題があります。

本市におけるマイナンバーカードの交付状況については、市広報やホームページ、デジタルサイネージでの情報発信や本庁のほか朝日支所、各出張所で職員が写真撮影とパソコンでの申請手続を補助するなど、カードの普及促進を図ってきたところですが、11月1日現在の本市の交付件数は3,281枚で、交付率は17.7%となっており、全国の21.8%、全道の19.3%を若干下回っている状況にあります。

このような中、総務省では75歳以下のマイナンバーカード未申請者に対し、スマートフォンに対応したQRコードつきの申請書を今月から随時発送することとなっているほか、マイナンバーカード所有者に最大5,000円分のポイントが還元されるマイナポイントの取得期限が来年9月まで延長される予定となっています。

加えて、来年3月からはマイナンバーカードが健康保険証として利用が開始されるほか、今後は運転免許証としての活用を進めることなどに伴い、カードに対する関心が高まることに期待しつつ、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの交付促進につながる取り組みを継続してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君） 1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、オンラインの対応ということで、1.6%というお話だったんですけれども、より一層このオンラインへの対応の促進を図る必要があると思います。それについて、普及させるための努力はどのようにしていくのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） マイナンバーカード普及の考えでありますけれども、現在は徐々に増加をしているところでありますけれども、率としましては全国、全道に比べては若干低い状況にあります。その根底には、やはりまだ市民にはカード取得のメリットが感じられていないというところが大きいのかなと思います。

ただ、今国のほうでは、マイナポイントの取り組みですとか、今後、保険証への利用ですとか、きのう、山居議員にも答弁いたしましたけれども、情報システムの統一化に向けて、例えばマイナンバーカードを使って子育てだとか介護、オンライン手続を可能にするという考えも

しているところであります。これはちょっともう少し先になりますけれども、そういったことで、カード取得自体が、市の行政のデジタル化、そこにどう結びつくのかというのはちょっと不透明な部分もありますけれども、国のほうとして、そういった向かっていく方向、これ示されていますので、本市としましては、まずはその普及、啓発、そういったことに努めて、行政のデジタル化、こういったことの取り組みについて対応していきたいと考えております。

○副議長（井上久嗣君） 7番 十河剛志議員。

○7番（十河剛志君）（登壇） 令和2年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

第8期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について質問いたします。

ことしの所信表明で牧野市長は、高齢者の方などがいつまでも住みなれた地域で暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築に向けては、これまで実施した事業を評価、検証する中で、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するとともに、在宅医療と介護の連携推進会議を中心に、医療職と介護職との連携強化を図りますとあります。

第7期の計画では、介護保険制度の継続性を念頭に、医療と介護の連携推進や介護予防事業、在宅介護サービスや施設サービス、認知症ケア体制の充実等、地域包括ケアシステムの進化・推進を目指す計画として策定され、今年度が最終年度となり、検証が行われていると思います。問題点や課題などの検証がなされていると思いますが、検証の結果と第8期の計画の新たな試みや変更などがあればお知らせください。

また、計画策定時には、要介護認定を受けていない65歳以上の方にアンケートを行っていると思いますが、第7期策定時のアンケートと変わってきている面などがあればお聞かせください。

次に、認知症ケア体制の充実についてお伺いいたします。

日本では65歳以上の高齢者で認知症の人は、2018年には500万人を超え、団塊の世代が後期高齢者入りする2025年には700万人を超えると推計されています。実に高齢者の5人に1人が認知症に該当することになります。

本市でも認知症予防として老人クラブなどに出前講座を開催したり、認知症カフェにおいて各種の相談に対応しております。また、認知症初期集中支援チームの設置や日常生活自立支援事業、成年後見制度についても士別地域成年後見センターを設置し、取り組んでいることは理解しております。

近年、認知症の行方不明者が増加し、昨年1年間に警察に届け出があった認知症の行方不明者は全国で延べ1万7,479人で、昨年よりも552人多くっております。認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究レポートによると、認知症の行方不明者が1日発見されない場合、死亡率が37%も上昇する。また行方不明者の発見に至るまでの時間は9時間が分かれ目となっており、この時間を過ぎると発見率が大幅に減少すると記されております。

年々増加する認知症の行方不明者を防ぐため、現在期待されている社会的な受け皿として、見守りネットワークがあります。これは近隣の人々が地域の活動を支える自治会や地域支え合

い事業協力事業所など、認知症サポーターの連携によって築かれたネットワークを通し、お互いに支え合う仕組みです。

士別市は地域支え合い事業協力事業所75事業所、認知症サポーター907名などのネットワークがあります。それに、市民自治部では、消費者防止ネットワークが273カ所、さほっちメェ〜る1,028件と連携して、一刻も早く発見できる体制づくりが必要と考えますが、所見をお聞かせください。

最近、認知症見守りシールで行方不明の高齢者の発見につながったということを知りました。認知症高齢者対策の見守りシールとは、QRコードのついたシールを衣類や靴、つえなどに張りつけ、発見した方がQRコードを読み取り、登録した家族などにメールが届き、連絡がつけられるシールです。認知症などによる徘徊が見られる高齢者が徘徊により行方不明になった場合の早期発見や事故を未然に防止するとともに、徘徊高齢者を介護する者、また、その家族の精神的負担の軽減を図るものとして、全国で約100余りの自治体が導入している認知症見守りシールの検証をしてみたいでしょうか。

次に、介護支援ボランティア制度についてお伺いいたします。

3年前にも介護支援ボランティア制度を導入している自治体の調査・研究をしていただき、本市でも導入する方向に向かうよう、議会でも質問させていただきました。第7期計画の中でも、生活支援サービスなどの充実の中で、担い手となる動機づけや担い手の養成なども含め、支え合いの体制について、介護予防の効果がある介護支援ボランティア制度なども踏まえ、検討を進めますとありますが、計画中の検討内容をお知らせください。

昨年度に策定した第4期士別市地域福祉計画でのアンケートでも、ボランティアや地域活動に参加している人は1割ですが、半数の方は活動に興味を持っているとの結果があり、一方で活動に参加しない理由としては、1人で参加するのが不安や活動内容や参加方法がわからないとの回答も多くありました。また、3年前の答弁でも、高齢者のボランティア活動への動機づけという観点からも、効果的な制度の一つであると考えますとも言われております。制度としての導入とあわせて、ボランティア活動に参加しやすい環境整備を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、高齢者福祉サービスの充実の中、敬老バス乗車証交付事業について、昨日の国忠崇史議員の質問と重なりますが、私の考えをあえてお伺いいたします。

第7期計画策定時は74歳以上の方を対象に、市内バスを無料で利用できる制度であり、74歳以上の高齢者の約64%の方に利用され、そのうち61%の方が毎月利用され、通院や買い物での利用が約60%を占めていますとなっております。昨年より年齢を70歳以上に引き下げ、1乗車100円となりました。地域における足の確保、外出機会を確保をするこの事業は大変必要な事業であり、持続的に実施していくことが重要と考えますので、一部有料にすることについては仕方がない面もあると思っております。

有料化では、敬老バス乗車証を利用している方から、外出を減らしたという方や気軽に出入

れなくなったというお話を多くお聞きいたします。広い士別市において、買い物をするにも中心市街地に出てこなければならないという状況などがあります。上士別、多寄、温根別、朝日の方々には、中心市街地に出てきたときには市内循環を無料にして、病院、買い物、いきいき健康センターなどに行きやすい環境づくりをしてはいかがでしょうか。本来の目的である、長年にわたって社会の発展に寄与されてきた高齢者の皆さんに敬老の意をあらわすとともに、健康で豊かな老後の生活の充実と外出機会の拡大を図るためにも、この事業の再考をお願いいたします。

第8期士別市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、2025年、2040年を見据えて、医療や介護、健康づくりの庁内横断的に連携を密にして、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティーを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる士別市の地域共生社会をつくってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から高齢者福祉計画・介護保険事業計画の検証などについて答弁申し上げ、認知症ケア体制の充実、介護ボランティア制度、敬老バス乗車証交付事業については健康福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、第7期計画の検証についてです。

まず、在宅医療と介護の連携では、利用者の正確な情報の伝達ができるよう、お薬手帳を活用して必要な情報を一元管理できる連携手帳の運用を開始したほか、市立病院の入退院時や市内医療機関への通院時に際して、ケアマネジャーなどの介護現場と開業医などの医療現場の情報をつなぐ連携シートの作成と運用方法の改善を図ってきました。

認知症予防では、平成30年度から令和元年度まで、いきいき健康センターにおいて、サフォーク脳活塾を実施し、今年度からは、身体と認知機能の両面に作用する効果的な取り組みとして、介護予防事業のサフォークジムとサフォーク脳活塾を事業統合したいいきいきクラブを実施しています。

権利擁護の取り組みでは、平成31年4月に、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町との協働により、その拠点施設として士別地域成年後見センターを設置し、成年後見制度の周知啓発や相談・申し立ての支援など、体制整備を図りました。

生活支援サービスでは、公的サービスでは対応できない支援について、地域助け合い活動協議体を中心に協議を重ね、地域でのつながりや集まることのできる居場所として地域食堂が開始されたほか、協議体の議論から社会福祉協議会が事務局となり、買い物支援のサービスも創設され、利用者増に向けて協議体の中で検証しています。

健康づくりの推進では、心身ともに健やかで、生きがいを持って日々を暮らすことのできるまちづくりを目指すため、健康長寿日本一をスローガンに健康長寿推進条例を制定し、健康寿

命の延伸を目指す取り組みを進めています。

そのほか、高齢者福祉施設では、新たな外出支援として要援護者通院費助成事業の実施や敬老バス乗車証交付事業の見直しを行ったほか、介護給付に関しては、リハビリ専門職を通所事業に派遣して指導助言を行う地域リハビリテーション活動支援事業などを展開しています。

全国的な課題となっている介護従事者不足については、本市も同様の状況にあり、移住入学制度を初めとする各種事業を実施してきましたが、従事者の充足には至っていない状況であり、今後も事業所など関係機関と協議する中で効果的な対策の検討を行ってまいります。

このような取り組みなどにより、本年8月時点での介護認定率は18.9%と、北海道の平均値20.1%や第7期の計画値19.6%と比較して低い水準で推移しています。

第8期計画には、この7期の検証を踏まえ、国からの指針として新たに示された防災・感染症対策との調和、認知症施策推進大綱を踏まえた取り組み、保健事業と介護予防事業の一体的実施などの内容を盛り込み、2025年から2040年を見据えた中長期的な視点で策定することとなっており、現在、保健医療福祉対策協議会の介護保険運営部会での協議を進めています。

また、計画策定時のアンケート調査で、前回調査と比較して変化のあった点については、質問形式を変更したものもあり、単純に比較することは難しい部分もありますが、日常生活の困り事では、前回同様、除雪、買い物、調理などが上位となり、各項目に多少の増減はありますが、おおむね前回調査と大きく変わったものではありません。

今後、高齢になってもいつまでもこの地域で暮らしていくための地域包括ケアシステムを充実させていくためには、介護保険などの公的サービスでは補うことのできない困り事に対し、地域住民、団体、企業など、地域ぐるみで支え合うことのできる、いわゆる地域福祉の推進も重要と考えているところでございます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から認知症ケア体制の充実、介護ボランティア制度、敬老バス乗車証交付事業について答弁申し上げます。

初めに、認知症ケア体制の充実についてです。

本市では障害者や認知症高齢者の行方不明事案に迅速かつ適切に対処することにより、行方不明者の生命及び身体の安全確保が図られるよう、士別市SOSネットワーク実施要綱を制定し、行方不明事案に対応する関係機関や役割等を定めています。

行方不明事案が発生した場合の具体的対応につきましては、警察からの協力要請に応じて、地域包括ケア推進課を中心に搜索活動を行うとともに、御家族に対し情報公開の可否について確認を取り、了承が得られれば、さほっちメェ〜るや公式LINEなどにより、市民への情報提供依頼を行っています。

また、必要に応じて関係機関等へ搜索協力をお願いしています。

現在、本要綱について関係機関や搜索等の具体的役割に関する見直しを図るとともに、地域

支え合い事業協力事業所など、協力機関との連携体制の強化・整備に加え、11月末でダウンロード件数が1,800件を超えた公式アプリによる情報発信等の準備を進めており、引き続き警察とも連携しつつ捜索体制の強化に努めてまいります。

次に、認知症見守りシールについてです。

見守りシールについては、GPS等と比較して持ち歩く必要がないことや比較的安価に利用できることなどから、近年導入する自治体も増えてきているものと理解しています。

また、最近では、QRコードを活用することで迅速な本人確認や御家族への情報伝達、本人確保に役立っているケースも増えており、特に市の捜索ネットワークを活用できない、他の市町村に移動してしまった行方不明者の発見について効果が期待されています。

一方で、導入している自治体の現状を見ますと、シールの普及が進んでいないところも多く見受けられ、その要因としては、シールの存在が住民に理解されていないケースが多いことから、どのように住民への周知を図っていくかの検討が必要です。

また、シールは見えやすい箇所に張る必要がありますが、本人がシールを気にして剥がしてしまうケースもあることから、シールを張る場所、さらには耐水性や蓄光性などシールの素材についても検討をする必要があります。

本市では、士別市徘徊高齢者位置情報検索システム助成事業実施要綱に基づき、認知症高齢者等のGPS等の購入に対し一部助成を行っていますが、自己負担額の問題やランニングコストなどから普及していないのが現状です。

こうした中、新たな見守りツールについて、これまでも検討を重ねてきており、見守りシールについても調査を実施していますが、引き続き他のツールとの比較・検討を行い、費用対効果や利便性など最も効果的な見守りツールの導入に向け、検証を進めます。

次に、介護ボランティア制度についてです。

平成29年の第4回定例会において、十河議員の御質問にお答えした後、30年に介護支援ボランティアを実施している下川町への視察や地域助け合い活動協議体の活動との連携についてなど、導入に向けた検証を社会福祉協議会や協議体も交え進めてまいりました。

検証の中では、導入した場合のメリットとして、介護施設での人手不足の解消やボランティア活動へのきっかけづくり、介護支援を通じてみずからの介護予防やADLの向上につながるなどの意見が出された一方、導入に当たっては受け入れ先の介護施設における質の確保や個人情報管理の徹底、訪問先でのトラブル発生時の責任の所在、ボランティア活動を有償で行うことに対する理解や登録できるのが65歳以上の方に限られることへの不公平感など、解決しなければならない課題も多く示されました。

また、介護支援ボランティアの財源には、要介護状態になることを予防するための地域支援事業交付金が充てられることとなりますが、交付金に上限がある中、現時点で在宅生活サポートの介護用品支給や配食サービス、サロン事業や認知症サポーターの養成など、限度額いっぱいまで数多くの介護予防事業を行っています。このため、本市の財政状況を考慮すると、介護

支援ボランティア事業を実施するためには、現在実施している事業の廃止や見直しが必要となります。

さらに、ボランティア団体や実際にボランティア活動を行う方にはボランティアは無償で行うものとの意識が根強く、有償という考えに忌避感を示す方も多くおられます。その一方で、利用者からは、少額でも料金を支払うことでお願いがしやすくなるとの意見もあり、引き続き検証することが必要と考えています。

現在は新型コロナウイルス感染防止の観点からも、特に重症化リスクの高い高齢者との接触は極力控えるべき状況であることも踏まえ、介護支援ボランティアの導入については考えておりませんが、今後のウィズコロナ、アフターコロナ下を想定した新たなボランティアのあり方について、社会福祉協議会や協議体と連携し、その仕組みづくりを進めてまいります。

次にボランティア活動に参加しやすい環境整備についてです。

これまで、ボランティア活動への参加を希望する方から、どのような活動があるのかわからないとの御意見をいただいておりますが、本年4月に社会福祉協議会が呼びかけた感染防止のためのマスクづくりには大変多くの市民の皆様に御協力をいただいたと伺っております。

このことから、改めて市民ニーズに沿ったボランティアメニューの開発が重要であると考えますことから、社会福祉協議会や協議体と連携しつつ、魅力あるボランティアメニューの開発を進めるとともに、活動内容をわかりやすくお示しすることで参加することへのハードルが下がるよう努めてまいります。

また、地域助け合い活動協議体が拾い上げた地域の困り事について、自助、互助、共助、公助の連携により解決が図られるよう、自治会や障害・高齢者団体など関係機関との連携の強化に努めます。

次に、敬老バス乗車証交付事業についてです。

敬老バス事業の利用については、令和2年度においても減少している状況となっております。また、今回実施したアンケート調査では、敬老バスを利用したことがあると回答した方のうち、約49%の方が毎月利用されていると回答しており、主な利用目的としては病院・買い物が約60%で、前回のアンケート調査と比較すると利用回数が減少している傾向にあります。

減少要因については、負担を抑えるため利用を控える、天候や気温といった季節的なもの、利用者個々の身体・環境的な状況の変化によるもの、さらには年明け以降、感染症による外出自粛の影響など、さまざまな要因が考えられますが、どの要因も実数として把握することができないことから、特定することは難しい状況です。

現在、感染症がまだ収束されていない状況であり、特に高齢者や基礎疾患を持っている方は重症化するリスクが高いことから、必要以上の外出を控えている方も多いと考えられ、このような状況がいつまで続くのか、またどのように変化していくのか、不透明な状況であることから、利用回数の予測などを見込むことは難しい状況です。

また、事業者からは、乗り継ぎ対策や負担軽減のため、モデル事業として実施している市内

循環バスの一乗車券の売り上げが伸びてきているとのことをお話を伺っており、一定程度利用者の方に受け入れられてきているものと考えています。

今回の敬老バスの見直しに係る利用者負担などの協議や意見集約の経過については、昨日、国忠議員の一般質問で御答弁申し上げたとおりですが、議員御提言の地域路線利用者に対する市内循環の無料化に関しては、本市においては2つの路線バス事業者があり、そのうち道北バス路線は、旭川市から名寄市を結ぶ都市間の路線バスであり、敬老バスなどの自治体が個別に実施する交通施策において、降車時の乗り継ぎ券の配布といった手作業での対応ができないため、全市で統一した対応が難しいという課題もあります。

したがいまして、まずは現行制度を継続し、今後の利用動向などを注視する中で、事業者などの関係機関と連携を図りながら、公共交通網形成計画の事業の一つとして検証してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 十河議員。

○7番（十河剛志君） 再質問を行います。

敬老バス乗車証交付事業で、きのうも国忠議員が質問しているところなんですけれども、今実際にことは、きのうの国忠議員の質問でもありましたけれども、コロナで減少しているという答弁もありましたけれども、確かに今コロナ感染症で高齢者の方は外出を控えて、自粛しているという状況もあります。ただ、それによって認知症や体力の衰えなどが危惧されているところでもありますので、ぜひこの事業、高齢者にとっては外出の足となる大切な事業なので、もう一度しっかりとアンケート等を、やはり利用者からアンケートをきちんととって、検証していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

利用者のアンケートという御提言でございます。

現状ではやはり感染症の影響ということが考えられますので、今後この事業の検証につきましては、各路線ごとの実績、あるいは事業者等からの聞き取り等を検証していく予定でありますけれども、その中で今御提言がありましたアンケートというのも、その手法の一つとして検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 13番 大西 陽議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 通告に従って一般質問を行います。

最初に、令和3年度予算編成について考え方を伺います。

本年1月16日に厚労省が中国の湖北省武漢市に滞在し、日本に帰国した神奈川県在住の30代男性から新型コロナウイルスが検出されたと発表したのが、日本で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者とされております。



北海道においても、1月28日に中国武漢市からの旅行者から感染が初めて確認をされ、2月14日に札幌市で、道内在住者の感染が判明した以降、感染症拡大が続き、これまで経験したことがない危機的状況に直面をしており、全国の地方自治体では、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、国と連携して必要な施策を重点的に進めている状況であります。

政府は、本年7月に経済財政運営と改革の基本方針2020、新型コロナウイルス感染症のもとの危機克服とポストコロナ時代の新しい未来の実現に向けてを経済財政諮問会議の答申を経て閣議決定を行い、新たな日常の実現を目指すとして、新しい生活様式を示しております。

北海道でも、その実践に向けて、新北海道スタイルの取り組みを呼びかけております。このように令和3年度も新型コロナウイルス感染症の収束が不透明で、先が見えない状況で、難しい行政運営が予測されますが、改めて来年度、いわゆる令和3年度予算編成の基本方針と新たな施策の考え方をまず伺います。

次に、将来に向けて、持続可能な財政基盤の強化を目的に、新たに策定を進めています財政健全化実行計画の歳出抑制の中で、あらかじめ通告をしていました補助金の見直しと、公共施設の最適化については、昨日の真保議員への答弁でおおむね理解をしました。

ただ、関係する団体・組織とどのように向き合って理解を求めるのか、あるいは求めようとしているのか伺って、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

最初に、令和3年度予算編成の基本方針と新たな施策の考え方についてです。

新年度予算編成はポストコロナに向けた感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、安全・安心なまちづくりや市民サービスに向けた持続可能なまちづくりを推進していく方針です。

一方で、新型コロナウイルス感染症については、警戒ステージが3へ移行後においても勢いがとまらず、先行きが不透明な状況が続いています。

こうした中で、新年度においては、法人市民税を初めとする市税収入の大幅な減収は避けられず、リーマンショック時と同様の状況を見込んでいる一方で、公債費など義務的経費といった経常的経費の増加や感染症に関連する新たな行政需要も見込まれるところです。

新年度は5カ年間の財政健全化実行計画の初年度であるほか、まちづくり総合計画の前期実行計画期間の最終年でもあります。そのため、健全化実行計画の取り組みを遵守する中で総合計画を展開していくことから、原則として、歳出予算要求基準の5%のマイナスシーリングやスクラップアンドビルドの徹底など厳しい内容としています。

また、予算の見積もりに当たっても、委託料については業務の見直しにより原則10%の削減としているほか、補助金についても制度的な補助金を除く政策的補助金の10%の削減など、健全化実行計画にのっとった内容を予算編成要領で示したところです。

そこで、新たな施策の考え方ですが、原則として新規・拡充事業については認めないことと

していますが、やむを得ず事業の拡充を図る場合は、スクラップアンドビルドを徹底し、必要となる財源の確保と対応可能な適正な事業量を見きわめた上で事業を展開してまいります。

次に、歳出抑制策の具体化についてです。

まず、補助金の見直しについては団体運営補助や事業補助が対象となることから、各団体や市民の皆様には影響が大きいものです。実施に当たっては、本市財政状況を御理解いただけるよう、誠意を持って関係団体と協議を進めてまいります。

過日、職員人件費に関連した補助先となる社会福祉協議会や体育協会など公共的団体に対して、職員給与費に直接関連する補助金であることから、副市長が出向き、本市財政状況と健全化計画に至った経過、補助金削減に関する考え方などについて説明いたしました。各団体とも財政状況が苦しい中での対応となることから、さまざまな御意見をいただきましたが、本市としては、単に10%の削減をする視点ではなく、市民ニーズに見合ったサービスの維持を実態と検証から総体的に判断して見直しを行うことや運営事業経費を含め、効率的・効果的な対策を検討されるよう要請いたしました。あわせて、担当部には速やかに協議を行うよう指示をいたしているところです。

また、公共施設の最適化における維持管理費抑制の考え方と管理運営事業費10%削減の内容についてですが、公共施設の最適化を実現する上では、公共施設のあり方について早急に検討を進める必要があると考えています。そのため、市民ニーズの実態と検証から、効率的で効果的な管理運営を図ることで、できる限りの市民サービスの維持と維持管理経費の削減を図る考えです。

具体的には、清掃・警備・エレベーター保守点検委託業務の包括化による対応や利用実態に見合った開館期間や時間の調整、休日の設定、委託業務の積算の見直しなどを見込んでおり、公共施設全般の管理運営のあり方についても総合的な検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） それでは、再質問させていただきますけれども、先ほど質問にテーマとして挙げました各団体組織とどう向き合うか、これは重要なことだと思います。

それで、具体的にお伺いしたいと思います。全部というのは大変ですから、経済部所管の農業振興課についての団体に対する打ち合わせ資料ということで、私の手元にあります。それで、現状を書いて、さらに削減効果、それから歳出の抑制ということで、まず事務事業の見直し、補助金の見直し、研修事業の凍結、見直し対象事業として4点挙げております。

グリーンパートナー推進事業、それから、農業労働力支援対策推進事業、てん菜作付振興事業、それから4点目が種子馬鈴薯採取圃設置事業ということで、いずれも事業の見直しを行うということですから、これは通常経費、先ほど市長がおっしゃったエレベーターの保守点検等々の経費については見直しをするということはいいのですけれども、この政策的な振興策についてどう見直して、どう団体と向き合っているのか。

例えばグリーンパートナー推進事業、これは一定の効果が政策的にはあると捉えています。それから労働力、それからもう一つはてん菜作付についてです。これも地元製糖工場がありますから、重要な企業として、これは立ちどまることにはなかなかならないのではないかと思います。そういう意味では、一定の削減をするという目的は理解しますが、あとはどう事業に取り組むか、市長がいつも言うように知恵を出すべきだと思います。例えば担い手対策にしても、今までいろいろと議場で、議会で指摘をさせていただきますけれども、今までの担い手、協力隊も含めて、結局農業者のネットワークで人材を発掘して、士別市に協力隊としてつたというのが実態であります。そういう意味では、新規就農についてもこのネットワークを利用して、農業者に新規就農相談員を委嘱して、その協力をしてもらおうと、例えばそういう方法も考えると。お金を削減するかわりに、知恵を出して新たな事業を展開するというのも必要じゃないかと思います。

経済部の関係については口頭で通告してありますから、そういう意味では考え方も含めて、改めてお伺いしたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） ただいまの再質問にお答えします。

今、議員のほうから示された内容につきまして、今グリーンパートナーに関しましては、当然効果のあるものと私たちも考えております。ただ、これも今行われている事業内容全てがそれではその効果につながっているのかどうかというのは、そういった中身の検証も必要だという中で、各団体との意見交換の中で、今言われるように省いていいところと、それから新たに知恵を出しながらやっていくところ、そういったところを検討して、お願いをしたいと、中身を検証したいということでお願いをしてきているということです。

また、てん菜の関係ですけれども、ビートにつきましては、やはり地元の大きな企業がありますし、そういったところで、市としてはなるべく作付面積をやはり増やさなければならないという状況もありますので、この増やすという、増やしていくという施策をどういったことが一番効果的なのか。今、てん菜の作付振興事業という中でさまざまな事業展開を行いながら、作付に対する振興をしているわけですけれども、これが全てが、それでは、この中でどの事業が効果があって、どの事業が2番目なのか、3番目なのか、そういったところも踏まえて中身を検証していきたいということで説明をさせていただいていると私は聞いております。

ただ、作付をするためには、やはり労働力が必要じゃないかなと私は思っていますので、そういったところを中心にするのがいいのか、これはてん菜振興協議会の中の皆さんの御意見がどういうものなのか、またそういうやりとりの中でどういった方向が一番いいのかということを検討していかなければならないと思っています。

それと担い手との関係もそうです。担い手も今、相談員という御提言をいただきましたけれども、我々も行政として持っているネットワークというのはそんなに大きくありませんので、ぜひそういった意味では農業者のネットワークなんかも活用するというのを過去にもお話を

させていただいてきておりますけれども、そういうようなことも含めながら、より本市に農業者の皆さん、担い手の皆さんが来られるような対策をとれるように、各団体と協議をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 次は、バイオマス資源堆肥化施設の運営についてお伺いいたします。

この施設は生ごみや野菜残渣などの地域資源を堆肥化する目的で、当初は国のバイオマス利活用施設整備事業を活用して、既に設立をされていたバイオマス利活用推進協議会の素案に基づき、建設計画を進めていましたが、その後、国が農村地域における温室ガス削減を通じて農業・農村の振興を図るため、低炭素むらづくりモデル事業を新たに創設したことにより、当初計画していた事業より有利な支援体制であることから、この事業を活用することで計画の変更を行い、従来から素案づくりにかかわってきたバイオマス利活用推進協議会を低炭素むらづくり協議会に組織がえを行って、施設の建設に至ったと理解をしております。

供用開始が2013年、平成25年の4月ですから、それから7年ほど経過をしていますが、当初計画に対する過去3カ年の実績を比較してみました。廃棄物処理量、いわゆる搬入量は生ごみの当初計画2,545トンに対して、平成29年度の実績で1,648トン、計画対比65%、平成30年度が1,609トン、計画対比63%、令和元年度が1,651トンで計画対比65%でありました。

野菜残渣の当初計画が419トンに対して、平成29年度の実績が280トン、計画対比67%、平成30年度が296トン、計画対比71%、令和元年度が349トン、計画対比83%でありました。

さらに下水汚泥の当初計画は、土別下水処理場で700トン、朝日浄化センターで108トンの合わせて808トンに対して、平成29年の実績は両施設で1,031トンで計画対比128%と大きく上回っております。平成30年度実績は936トン、計画対比116%、令和元年度実績では898トン、計画対比111%となっております。

さらに雑木、いわゆる剪定枝の当初計画は179トンに対して、平成29年度実績で98トン、計画対比55%、平成30年度で134トン、計画対比75%、令和元年度実績で76トン、計画対比42%でありました。

一方、製品の出荷数量を見ますと、生ごみ・野菜残渣堆肥、いわゆるキッチンリボン、当初計画が600トンに対して、平成29年度実績が152トン、計画対比25%、平成30年度実績が319トン、計画対比が53%、令和元年度実績は239トンで計画対比40%でした。

それから、下水汚泥堆肥、エコみち君と言われておりますけれども、当初計画165トンに対して、平成29年度実績で292トン、計画対比177%、平成30年度実績は408トンで、計画対比247%、令和元年度実績で229トン、計画対比139%で、廃棄物の処理量、いわゆる搬入量、及び製品出荷量とも、本来主体となるべく生ごみや野菜残渣などが、当初計画と比較すると大きく減少していて、下水汚泥が大きく増加をしています。このことをどのように捉えているのか、あわせ

て堆肥の、いわゆる製品の在庫管理の方法をお伺いしたいと思います。

次に、施設収益の内訳は決算時点で示されていますが、費用については総額で表示されていますので、人件費、それから水道光熱費、修理費、運搬費、消耗品などの内訳と減価償却費を含めた金額を、令和元年度の実績でお聞きしたいと思います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、当初計画に対する実績の捉え方についてです。

生ごみの処理量は施設整備計画策定以降の人口減少に加え、食品ロス削減の浸透や市民のごみ分別と減量化意識の向上、野菜加工事業者の排出量減少などにより、計画量の65%前後で推移をしています。

野菜残渣については、その年の天候によって排出量が大きく左右されることから、計画以上の受け入れを行った年もありましたが、近年は計画量の70から80%で推移しています。

下水汚泥については、近年は減少傾向にありますが、平成21年度から本格的に整備が始まった合流式下水道改善事業の進捗に伴い雨水量が減少し、濃度の高い汚水が増加したことによって計画より増加したものと推測されます。

雑木、剪定枝については、家庭からの排出のほか、街路公園や公共施設からの排出に年度ごとのばらつきがありますが、昨年度までの3年間を平均すると、計画量の57%となっています。

堆肥の出荷量ですが、生ごみ・野菜残渣堆肥、キッチンリボンについては平成30年度に市外事業者へ約120トン出荷したことにより一時的に増加しましたが、原料となる生ごみと野菜残渣の処理量の減少も相まって、計画を大きく下回っている状況であります。

一方で、下水汚泥堆肥、エコみち君については、先ほど申し上げたとおり、計画を上回る処理量となっていることから、製品出荷量も計画を上回る状況となっています。

このように、当初計画との対比では、生ごみ・野菜残渣の処理量は下回り、下水汚泥の処理量は上回る状況となっていますが、搬入される廃棄物はいずれも適正に処理できており、有機性廃棄物である生ごみや野菜残渣、下水汚泥など地域に潜在的に存在するバイオマス資源を有効に利用した地域資源循環システムの構築による環境負荷の低減という堆肥化施設本来の目的を果たしているものと考えます。

また、堆肥の在庫管理ですが、一定の水分含有量まで仕上がった堆肥は戻し堆肥として副資材とともに原料に添加することで常時循環しており、春と秋の需要期に合わせて出荷が見込まれる量を製品として仕上げ、それらを適宜出荷しています。

現在は、生ごみ・野菜残渣堆肥、下水汚泥堆肥ともに生産量に対して製品出荷量と戻し堆肥として確保が必要な量はおおむね均衡しており、余剰生産の状況にはなっていないところです。

次に、令和元年度の施設運営に要した経費の内訳についてですが、人件費1,940万9,000円、光熱費295万6,000円、燃料費162万4,000円、修繕料327万円、設備の定期点検や製造業務等に係る委託料600万5,000円、製品残渣の処理、重機運搬、設備や車両の整備に係る手数料199万

5,000円、おがくずやもみ殻等の資材購入費416万1,000円、電波受信料、土地や作業機械の賃借料41万1,000円、旅費や消耗品費135万3,000円、備品購入費33万円、車両重量税9,000円の計4,152万3,000円で、減価償却費1,630万4,000円を加えた合計は5,782万7,000円です。

歳入については、堆肥などの売り払い収入が102万8,000円、直接搬入の処理手数料が524万9,000円、計量設備使用料と太陽光発電の売電収入が40万5,000円の計668万2,000円であり、差し引いた運営費は5,114万5,000円となります。

施設供用開始から7年以上が経過し、設備や作業車両が老朽化してきていることから今後は設備の修繕や車両の更新が必要となりますが、設備や車両の損耗状況を見きわめる中で計画的に対応していく考えであり、経費の圧縮と効率的な施設運営に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） それでは2点、確認も含めてお聞きしたいと思います。

今、決算の中身、減価償却含めた総額5,400万円程度とお聞きました。決算書で表示されているのが2,600万円ということですから、この施設、実質的にはもっと大きな赤字があるということの認識になるのではないかと思います。

それから、在庫管理なんですけれども、戻し堆肥で使っているんで、それは資材として在庫は適正に処理をしているということなんですけれども、例えば元年度の処理量、生ごみを見ても、生ごみ・野菜残渣で搬入量が約2,000トンあるんです。キッチンリボン239トンですから、1,761トンが製品で残るか原料で残るかわかりませんが、あることとなります。それから下水汚泥を見ると、同じ元年度ですけれども、処理量が898トンに対してエコみち君229トンですから、約670トンぐらい原料か製品があるということで捉えています。

それで、戻し堆肥というのはわかるんですが、戻し堆肥の目的は言うまでもなく、まず発酵を促進するという役割がある。既に発酵していますから。それからもう一つは水分調整剤として使うと。そして、この施設は別ですけれども、本来畜産業だと敷き利用にも使うということですから、ここで敷き利用はありませんから、発酵を促す、あるいは水分調整剤として使うということであれば、当然製品在庫がそこにあるんだと捉えられる、数字的にはです。この辺の見解はどうなんでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） お答えいたします。

まず、元年度の決算においての2,600万円程度の決算の部分が減価償却とその人件費を加えますと5,800万円くらい膨らむということで、そこは実質的に赤字なのではないかというお話であります。

確かに決算の数字と人件費と減価償却を含めますと、歳出総額5,800円程度になりますし、そこから歳入700万円程度を差し引きましても、この施設の運営に係る処理コストについては5,100万円ということになってまいります。ただ、例えば減価償却費をとりましても、これは

当時の建設費を単純にその耐用年数で割って加えたような計算をしておりますので、そこに補助金でありますとか起債を借りたときの交付税で戻ってくる分など、あるいは今回、ごみ処理の家庭ごみの有料化をさせていただきましたけれども、そこについての一部歳入の財源充当なども行っております。そうしたことを考えますと、約1,000万円以上そこからさらに実質的には少なくなっているという考えにもなります。この経費については、このごみ処理施設でありますので、そこはかかるコストについては、必要だというか、やむを得ない行政コストであると考えております。

それから、その在庫管理の部分の搬入量とその製品として出てくる分の数がちょっと数字上は在庫を抱えているように見えるというお話でありますけれども、現実的には毎日家庭ごみなんかは生産者等も搬入しておりますし、下水処理等も定期的に搬入しておりますけれども、例えば春先に向けて、例えばエコみち君であれば200トンほど製造して、用意をしているわけなんですけれども、そこに向けて、その後は随時買っていただくところに運んでいくわけなんですけれども、だんだん減っていくわけなんですけれども、その処理過程、販売で減っていく部分、そして入ってくる分、そして戻し堆肥の部分で活用しながら、回しながら製造していくといったようなことをやっていっている状況の中で、現実的には今何十トン、何百トンという在庫を抱えている状況にないものですから、ちょっと数字上はそういう計算になるかもしれませんが、ちょっと現実的には過剰な在庫、そういった状況にはなっていないということだけちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 在庫管理の関係ですけれども、単純に差し引きでこれだけあるんじゃないかって言ってるわけじゃなくて、在庫はあるはずなんです。製造しているわけだからあるはずなんです。戻し堆肥もそんな大量に全部使うということにならないんで、この施設、いわゆる処理施設であり製造施設、両面持ってる施設なんです。そしてキッチンりぼんなりエコみち君、要するに売り渡して対価を得るわけですから、在庫もお金なんです。そういう意味では、人のやることですから、その在庫管理をしっかりやらないと何か間違いが起きた場合に説明がつかなくなるので、この辺は今すぐどうこうということじゃなくて、製品、どこの堆肥場だって在庫必ずあるんです。ですから在庫管理をもう少し、もう一回検討して見直してほしいなということで、見直した結果、今、部長がおっしゃるとおりであればやむを得ないですが、一応見直してほしいという、この辺どうでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） 製造した堆肥が不足して相手が来たときにないという状況にはならないように、そこら辺の在庫管理についてはしっかりやっていきたいと考えています。

○副議長（井上久嗣君） まだ大西議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 1 1 時 4 3 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

---

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

13番 大西 陽議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） それでは、午前中に続いて一般質問させていただきます。

士別市山崎賞について伺います。

実はこの件は平成27年の第2回定例会で取り上げております。その後の経過などについて改めて伺います。

山崎賞は1910年、明治43年に設置された北海道農事試験場上川支場、現在の上川農業試験場でありますけれども、ここの作業員として水稻の冷害克服のために温床育苗法に取り組み、水稻栽培技術を以前にも増して格段の発展を遂げることに大きく貢献をされております。当時の士別町に農協の前身である農会の技術員に招かれ、熱心に農家の指導に携わってこられた山崎永太氏が、それまでの功績で昭和30年に藍綬褒章の受章をされて、同時に氏はこの受章に感謝し、将来の試験研究開発の向上を図るためとの思いで、本市に金一封を寄附されたことを受けて、山崎氏の功績、精神を受け継ぎ、永久に生かすことを目的に、これを基金として昭和33年に条例で山崎賞が制定をされております。この賞は昭和33年、翌年の34年、平成3年にそれぞれ1名の方が受賞されておりますが、それ以降、受賞者がいなかったことから、昭和60年に条例の一部改正を行い、受賞対象年齢をおおむね30歳までの青少年に限定していたのを、おおむね40歳までとして、条文中の優秀なる青少年研究者を優秀なる農業者に改め、新たに11項目の選定基準を設けて現在に至っております。

一方、平成12年施行の士別市農業・農村活性化条例に規定されて定められた選定基準によって、農業者個人や団体を表彰する士別市農業顕彰制度に基づく士別市農業奨励賞が制定されていることから、当時、一般質問で山崎賞と農業奨励賞はいずれも優秀な農業者の功績をたたえるものであり、これらの表彰について関係も含めて検討の必要があるのではと申し上げ、この提言に対して山崎賞は農業の試験研究に取り組み、一定の成果を上げたことに対して表彰するものであり、一方、農業奨励賞は農業経営に対する取り組みや地域活動に対して表彰するもので、それぞれ違う役割、目的を持った表彰内容であることから、今後もこれらの賞は継続していくべきと考えていると。

ただ、山崎賞については過去にも見直しについて議論がされている経緯もありますので、推薦団体等に選定基準などについての意見を伺うことにしたいという答弁でありました。改めて、その後の検討経過と、この賞に対する現時点の考え方を伺います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出部長。



○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

士別市山崎賞は、大西議員お話しのとおり、山崎永太氏が水稻の品種改良・栽培技術の改善に心血を注ぎ、農業の発展に大きく貢献した功績をたたえられ、昭和30年に藍綬褒章を受章されました。この受章に感謝し、試験研究開発の向上を図るため有効に使ってほしいと士別市農民連盟を通じて金一封を市に御寄附いただいたことから、その取り扱いについて、市内各農業団体により構成される審議会で審議した結果、山崎永太氏の功績、精神を受け継ぎ、永久に生かすため、これを基金として優秀な農業者に贈る山崎賞と士別市山崎賞条例を制定して意思を継ぐことになったものです。

昭和60年には、地域農業研究に模範となって活動している農業者に励ましと営農意欲をたてる意味からも受賞範囲を拡大すべきものと考え、本条例の一部を改正し、現在までに10名の推薦があり、3名が受賞、5名が選考委員会の選考により非該当、2名が申請を取り下げという実績となっております。

そこで、現時点のこの賞に対する考え方についてですが、平成12年4月に施行した士別市農業・農村活性化条例に規定する士別市農業奨励賞は、農業を主業とし、創意工夫をもって生産性と技術の向上に努めるなど、農業経営に対する取り組みや地域活動に対して表彰されるものであり、山崎賞は先ほど申し上げましたとおり、試験・研究開発に一定の成果を上げたことに対して表彰されることから、それぞれ違う役割や目的を持った表彰内容であることを踏まえ、山崎賞は今後においても農業の最高賞として継続していくべきものと考えております。

また、検討経過についてですが、各団体に対し推薦依頼をする際には選定基準の内容等の説明は実施してまいりましたが、過去の質問において、選定基準等に対する御意見を伺い、検討する旨の答弁をしてきたところですが、その機会について設けてこなかったことから、改めて推薦団体に御意見を伺い、早急に検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 先ほど質問の中に触れたように、平成27年ですから5年経過しています。

そのときに各推薦団体の意見を聞くと、5年経過してそれは実施されていなかったと。この要因は何でしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

今の御質問につきましては、私ども失念したまま、そのまま経過してしまったということが最大の原因であります。

この原因につきまして、要因といたしましては、やはりチェック体制を機能させることができなかったということが大きな要因でありまして、これにつきましては私の責任ということで不徳のいたすところであります。

今後につきましては、真摯にこの御指摘を受けとめまして、改善に努めてまいりたいと考え

ております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 失念したということなんですけれども、通常、不思議なのは、このときも触れていますけれども、農業奨励賞と関係も含めて検討すべきでないかということをお願いしました。それぞれ違う目的、役割があるんで別に表彰すると。そして一方、農業奨励賞については条例に基づいて活性化協議会で選定をして毎年表彰しています。一方、山崎賞については、そのときに、そういう議会での議論の経過を踏まえて、5年間もこれに全く関知していなかったということなのか。この辺はこれ以上質問できませんのでやめますけれども、副市長に見解を伺いたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 山崎賞についてです。

今、部長から申し上げたとおりでありまして、このことについては私の指導もあり、私の責任でもあると考えております。

山崎賞は、御承知のとおり、寒冷地において稲作をどうしていくかといったことで稲作の品種改良をやられて、私も農業を担当しておりましたので、そのとき山崎賞というのを初めて知っていろいろ調べましたけれども、当時、昭和の初めだと思えますけれども、改良を加えて山崎モチというのが全道の作付の7割を超えたということがあったり、大西議員の御質問にもありました、育苗の方法を改良して、本当に北海道の稲作農家で山崎永太氏の功績にあずかっていない、効果にあずかっていない農業者はいないぐらいだと言われたということでもあります。

そういったこともされて叙勲も受けられたわけでありましてけれども、当時、山崎氏から金一封を寄附されて、当時農業団体が審議会をつくって、その扱いをどうするかということで、山崎氏の精神を永遠に生かしていくために山崎賞を設けようということになったということでもあります。これは私も農業を担当しておりまして、試験・研究に大きな世の中に認められる成果を出したということで、これはなかなかできることではないということがあって、当時、平成12年に活性化条例に定められた農業奨励賞をつくったというのは、なかなか山崎賞は該当がない、するような成果がそもそも毎年というか短期間で出てこないということで、何とか農業を先進的にこの地でやってる方を奨励をしたいということで、この振興条例に基づく農業奨励賞をつくってきたということでもあります。

ただ、ずっと該当がないこの賞は、このままということでは山崎氏の精神が生かされるということからしてどうかということがあります。今般、うちの表彰条例の中でも、山崎賞もそうですけれども、個人の表彰をするのであれば士別の在住者、団体を表彰するのであれば事業所が士別にあるということに限っておりますけれども、今、士別出身者でも士別に思いを持っていろいろ活躍されてる方もおられますし、また、いろいろ士別を外から応援してくれる方もいるといった方もこういったことに該当することがあれば山崎賞というのも該当にできないかと

いったことなども含めて、これはこれからということになりますけれども、早いうちに今回はしっかりと各団体と協議をさせていただきまして、結論を出していきたいと思えます。

○副議長（井上久嗣君） 3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 通告に従い質問をいたします。

本市の綿羊振興は、約40年という長きにわたる年月をとともに歩んだ本市の歴史の一部ともいえ、羊のまちとして今後もさらなる躍進を望むものであります。かねてより畜産と観光を両立させてきた本市の綿羊振興の取り組みであります。近年は随分と畜産に重きが置かれているように見受けられ、先日の羊のまち士別サフォークラムブランディング事業においても、その傾向が顕著であると感じております。畜産に力を注ぐこと自体に異論を唱えるわけではないことをまずはお伝えいたしました上で、サフォークランド士別としてのまちづくりは、生産者のみならず、多くの関係者、関係団体が携わりながら推進してきた羊のまちの取り組みでありますことから、観光振興に関してもいま一度見直す必要性があるのではないかと声を受けまして、幾つか質問をいたします。

まずは大前提として、本市の綿羊振興は今後も観光振興を掲げるのかということを確認させていただきます。畜産にシフトしていくのではなく、綿羊振興の両輪として観光振興も推進していくとの認識でよろしいでしょうか。そうであるならば、観光振興に対してはどのようなビジョンを描いているのかを伺いたいと思えます。

羊のまち士別サフォークラムブランディング事業では、令和2年度から令和7年度までの短中期ビジョンが示されておりましたけれども、同様に観光振興に向けての年計画、短中期ビジョンはあるのでしょうか。創生総合戦略で示すような、羊と雲の丘来場者数のKPI数値ではなく、その数値の達成に向けて何をするのかという具体的な内容についての年度ごとの計画という意味で伺います。

昨年、サフォーク研究会から提出されました観光振興に向けての提言書に関しても、あわせて見解を伺います。

先ほど述べました年度ごとの短中期計画にも関連させていく必要があると私は考えますが、次に施設の老朽化についても伺います。

観光振興に欠かせない羊と雲の丘は、ゴールデンウィークを皮切りに多くの人々が訪れる本市の観光地の代名詞とも言える場所です。平成27年のひつじ年を機に、レストラン羊飼いの家がリニューアルされましたことは記憶に新しいですが、羊と雲の丘の中腹にあります世界のめん羊館、並びにめん羊工芸館くるるんは残念ながら手つかずのまま今日に至っております。朽ちて所々にはげている外装、工芸館側の自動ドアは鍵の開閉ノブが壊れかけているために開閉に常に困難しているとも伺っております。加えて自動ドアの下部からは水が侵入するため、少量の雨でも入り口に水がたまるということで、実際に私も確認いたしましたけれども、自動ドアが開いてすぐの中央部分に水がたまるため、迂回するというほどの距離ではありませんが、そのまま直進は困難な状況でありました。さらには、身障者用のトイレは鍵が壊れているため、

鍵がかかりません。本市観光地の代名詞とも言える場所の施設がこのような状態であることを本市はどのように捉えているのでしょうか。観光振興を掲げるのであれば、予算づけを含め、修繕に向けた計画立てが急務と考えますが、その予定自体もあるのでしょうか。

最後に、毛刈りによって生じる羊毛の活用について伺います。

羊は毎年春先に毛を刈るため、大量の羊毛が出るわけですが、このうち、活用可能なのはほぼ半量で、半分以上が多量の油分や汚れが付着しておりますことから、活用できずに廃棄されている状況にあるようです。綿羊振興による飼養頭数の拡大を図ることに付随して羊毛の量が増加することは明らかであることから、廃棄部分の活用について、これまでの廃棄を前提から利用に向けての試みはされないのでしょうか。肥料や断熱材など活用の事例についてを改めて調査・研究し、廃棄部分の活用を模索していくことなど、何がしかに向けた取り組みも検討してはどうでしょうか。

以上、綿羊振興についての観光振興について、施設の老朽化について、羊毛のさらなる活用について、本市の見解を伺います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光振興に向けてのビジョンについてです。

本市では平成31年3月に士別市観光振興基本計画を策定いたしました。本計画は2019年から2025年までの7年間を計画期間とし、5つの基本方針に基づき7年後のありたい姿を目標として4つの重点施策を立て、2021年までの計画前期に実施する事業内容としています。

本計画を着実に遂行するため、後期に向けて前期の事業進捗や効果などを今年度末に検証することとしており、その結果をもとに、そのときの状況に合った内容と効果的な事業の実施となるよう進めてまいります。

具体的な綿羊振興についての内容は、基本方針2で羊のまち士別ブランドの確立として計画し、市内でのサフォークラム消費拡大と生産体制強化に向けた基盤づくりという重点施策を推し進めることとしていたことから、羊のまち士別サフォークラムブランディング事業を事業化いたしました。

また、昨年士別サフォーク研究会から羊と雲の丘、並びに周辺施設の未来ビジョンについてと題した提言書を受けました。その提言書では、市民アンケート調査の結果からハード面とソフト面、2つの視点から見える課題をさらに細分化して、研究会が検討した考えられる方策から、未来ビジョンとして体験型観光への変化、姉妹牧場との連携、PR宣伝活動、ホスピタリティの向上の4点御提言いただきました。その内容には観光振興基本計画に合致するものもあることから、営業時間の検討や観光要素を取り入れた新たな取り組みなど、できるものから少しずつ実施していますが、御提案いただいた内容は羊と雲の丘観光株式会社と連携して行わなければならないものが多くあり、さらにコロナ禍の影響もあることから、その他の取り組みについては今後の状況を見ながら、実施が可能なものから羊と雲の丘観光と協同で実施してまい

ります。

次に、世界のめん羊館、めん羊工芸館くるるんの老朽化についてです。

世界のめん羊館は平成5年に建築し、めん羊工芸館くるるんはその一部を21年に改修し供用開始しています。施設的には本年で28年が経過し、議員お話しのとおり老朽化している箇所も見受けられます。この間までに施設の修繕が必要な際はその都度修理をしてきたと理解しています。今回お話のあった箇所についても、観光振興の観点から早急に修繕が必要と考えておりますが、指定管理制度を利用した施設ですので、修繕はどちらが担うか協議しながら取り組んでまいりたいと存じます。

今後も本市観光の拠点施設としての役割を担う施設であることから、来訪者に喜ばれる対応となるよう取り組んでまいります。

次に、羊毛の活用についてです。

議員お話しのとおり、羊毛は飼育上夏場に向けて必ず毛刈りを行わなければならない作業であり、毛刈りした後は羊毛として活用される一方で、汚れなどから活用することが困難なものは毛ごみとして処理しなければなりません。過去には毛刈りした羊毛を市外の業者に販売していたこともありましたが、汚れなど商品として使用できないものが混在していることから、現在は販売をしていない状況と伺っています。

そこで、羊毛の新たな活用法についてですが、汚染羊毛の肥料化や水苔の代用として、園芸、ビニールマルチの代用など、その活用法はあるものと考えています。利用されない羊毛を毛ごみとして廃棄するのではなく、活用することで綿羊振興に役立つものと存じます。また、観光振興の観点からも、羊毛に限らず羊肉、内臓を使った新たな料理の提供を検討するほか、羊骨からスープをとったり、羊皮のレザークラフトでの利用や羊毛を可能な限り販売することで、廃棄するごみから今までにはなかった新たな原料とする取り組みなど検討する必要があると考えています。

羊のまち士別として、羊を余すことなく利活用することで新たな付加価値を見出すことが可能か、調査・研究をしてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再質問2点ほどさせていただきたいと思います。

まず1点目、ちょっと細かいんですけども、サフォーク研究会からの提言書でありましたもののうち、できるものから実施してきたということで御答弁いただきましたけれども、具体的にできるものとして何を実施されたということ、済みません、細かいんですけども、伺いできればうれしいなと思っています。

あともう1点、施設の老朽化についての修繕ということで、指定管理ということですから、当然それをどちらが担うのか、市が直すものなのか指定管理者側が直すのかということの協議が必要になるということは重々私も承知をしております。ただ、外壁であったりというところ

ではなく、トイレの鍵という部分に関しては、これはどちらがということも含めではありませんけれども、施設内のものでありますので、仮に指定管理者側がとなった場合であっても、市からこれは優先順位を高く修繕していただきたいんだということを伝えていっていただかなければならない箇所であると思います。トイレの鍵がかからないというのは、本当に外から来られた方にとって、非常に悪い意味でのインパクトにつながるのではないかなと非常に懸念しておりますので、そこも含め、そこをしっかりと指定管理者と協議していただきたいと思いますが、御答弁いただけますでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

サフォーク研究会からの提案の中での御質問で、できることからということですが、これに関しては羊と雲の丘全体の営業時間の検討ですとか、また世界のめん羊館の前に、乾燥ロールなんかを活用して観光客の目を引くような形をとったりだとか、いろいろな工夫をしながら観光客に喜ばれるようなことを今までも向こうの現場のほうと協力をしながらやってきたと聞いておりますので、そういったような取り組みが先ほどの市長の答弁の中の趣旨ということで御理解いただきたいと思います。

また、トイレの鍵の関係ですけれども、指定管理制度の中では小破補修に関してはどちらが負担するかという役割分担みたいなものがございますので、今言われたように、全てがそれに当てはまるかどうかというのは別にしても、今言われたことに関しましては再度検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 荅口議員。

○3番（荅口千笑君）（登壇） 次の質問に移ります。

本庁舎の改築並びに旧庁舎の解体に伴いまして移設されました双馬像について伺います。双子の馬と書きまして双馬像について伺います。

公民館前に建立されておりました双馬像は、さかのぼること50年以上前の昭和39年、本市の開基65周年並びに市民会館の新築を記念して士別出身の彫刻家阿部晃工氏より寄贈されたものであり、初代士別市長との約束によるものであったとも当時の文献に記されております。本庁舎の改築並びに旧庁舎の解体に伴いまして、双馬像は本市博物館へと移設されましたが、旧庁舎の解体終了後には再び庁舎敷地内に戻されるものという認識でございましたところ、その予定はないというお話が伝わってまいりましたので、確認も含め質問をいたします。

初めに、双馬像の移設の経緯から伺います。

なれ親しんでいた市民からは、気がついたらいつの間にかなくなっていたとの声がありますけれども、双馬像はいつごろ博物館へと移設されたのでしょうか。博物館に移設されたということ自体も知らない市民さえいるかと思われまます。移設に向けての周知もなされていたのでしょうか。この移設の件を把握されております市民の間では、双馬像はあくまで博物館内に仮置

きされているという認識であるようですけれども、改めて戻す予定はないのでしょうか。

著名な彫刻家として御活躍されておりました阿部氏は、士別を彫刻のメッカにしたい、士別に行けば素晴らしい彫刻がたくさん見られる、彫刻を見るなら士別に行けと言われるような士別にして、私は私なりの仕事を士別に残したいと数々の作品を寄贈されております。市に12点、学校や寺院に8点、個人に21点の遺作が士別の地に納められているそうです。中でも双馬は昭和29年の創型展に出品し、特選となった阿部氏の代表作であり、たくましい2頭の馬の像のうち、前足を高く、飛び上がろうとしている1頭は向上を、地を蹴り前へ駆け出そうとしている1頭は躍進をそれぞれあらわしていることから、本市の将来に向けた発展の象徴ともされていたようです。

本市の発展を願い、公民館の新築記念として建築された双馬像は、これからも永劫公民館と対であるのが本来のあるべき姿であり、それを望む市民の声があります。再移設には再度移設費用が伴うことも承知しておりますけれども、終生士別に思いを寄せ、士別のために尽力された先人の意思をたつとび後世に引き継いでいくことは、かかる費用と比較しててんびんにはかかれるものではないと考えますが、いかがでしょうか。再移設に向け検討を求めます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

議員お話しのとおり、双馬像は本市出身で日本を代表する彫刻家阿部晃工氏から昭和39年6月に開基65周年、市制施行10周年及び市民会館新築記念として寄贈を受け、会館の正面に設置し、これまで多くの方から親しまれてきた大切な銅像です。

双馬像の新庁舎改築に伴う移転については平成30年6月から移転先等について検討を始めました。その中で、冬期間は雪囲いによる養生のほか、17年度には像全体の塗装や足部分にコーキングを施すなど、これまで適切な管理に努めてきましたが、例年風雪に耐えてきたことによる経年劣化や損傷などが見られたことから、末永く後世に残すためにも屋内設置が望ましいと判断したところです。

旧市民会館の新築記念であることも踏まえ、市民文化センター内への移設についても検討しましたが、重量に耐え得る強度やスペースなどの制約から適した設置場所がないほか、屋内へ搬入する場合は入り口を一時的に拡張する必要があり、それにかかわる工事費用など総体的に判断した結果、博物館公会堂展示館阿部晃工氏専用コーナーに展示する方針といたしました。

この方針については、これまでの間、市民周知や御意見を聞く機会を設けませんでした。同年7月に東京在住の阿部氏の御遺族に現状をお伝えし、博物館での室内展示について御了承いただいたことから、9月に移設、その後、損傷部分の補修を施し、12月から展示を開始した次第です。御遺族から御了承いただいた際には、銅像を初めとする数々の貴重な作品について、今後も適切な管理に努めて行くことをお伝えしたところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 確認も含めて、再質問をさせていただきたいと思います。

まずは答弁にありました、さまざまな経年劣化も含め、総合的に考え屋内設置が望ましいと判断をしたというところの経緯を伺いましたけれども、この判断をされたのはちなみにどなたといたしますか、個人名をお聞きするつもりはないんですけれども、例えば、何と言ったらいいんでしょう、誰が決めたんでしょうかということなんです。

といたしますのは、この双馬像はそもそも野外に設置するようにつくりであると聞いております。野外に設置するためにつくられ、そういう構造でつくられているものなので、室内展示用ではない、そもそもの構造だという話も伺っておりますので、そういった所見も含めて、例えばそういった所見のない、知識のない方が単純に判断されたなら、それはちょっといかがなものかなという感想を率直に持っております。済みません、言葉が適切でなかったら申しわけないです。そこを含めてなんですけれども、であるならば、移設をする当初から再移設、公民館に戻すということは念頭になかったということでもよろしいでしょうかということの確認。

そして最後にもう一つ、そこに関しての要因というのはかかる経費でしょうか。それとも双馬像に対しての別の何かがあるんでしょうか。その再移設がかなわない要因というものを聞かせさせていただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 苔口議員の再質問にお答えいたします。

今回双馬像については、当初阿部晃工氏から原型を寄贈され、台座につきましては土別市が設置をしたということで、もう56年前ですけれども、当時でも200万円の経費、設備にかかったと記録では残っております。その移設に当たって、その双馬像の修繕も含めた点検をしたところ、御答弁で申し上げましたとおり、ブロンズ像自体の足の部分の損傷が激しく、これは溶接で補修をもう完了いたしました。これはおおむね50万円程度の費用がかかっております。台座部分はこの移設に関してはもう補修は困難だという事業所からの意見もありまして、これはそのまま使うことはもう無理だろうという前提のもとで検討を進めてきた経過があります。

その中で、当初、議員御指摘のとおり、屋外での設置を念頭に整備されたものではありませんけれども、このままの状態ですら屋外設置を続けるということになると、後世に未永く見ていただくという意味においては非常に難しくなるのではないかとということで、これはいわゆるそういった専門的な知識を有する方からアドバイスをいただいて、当然新庁舎準備室が所管をしておりましたので、そういったところが関係者からの御意見も伺いながら、先ほど答弁申し上げました、御遺族とも相談をした上で、最終的に市としての方針を決めたという経過でございます。

屋内に設置する場合において、もともと市民会館の新築記念ということがあったものですから、そういう意味では本来はその中に置けないのかなというのがまず議論にはなったところなんですけれども、現実的にそれを置くスペースなり強度を確保するなりというのは非常に難しかったという経過がございます。

ちょっと話がずれますけれども、今回の移転の検討に当たっては、旧庁舎の敷地内にはもう



一つ、佐々木良五郎氏の銅像もございまして、この銅像の経過の中にも、もとの庁舎の建築に尽力された佐々木良五郎氏の功績を記念するという言葉も入っておりますので、そういったことも含めて総合的にいろいろと検討してきたところですが、佐々木良五郎氏の銅像についても期成会が整備をしたという経過もありましたので、そういった当初の整備の趣旨も踏まえて、御遺族、それから期成会の役員の方、御存命の方はいらっしゃいませんでしたけれども、その御子息の方等にも御意見を聞いて、これからずっとということにはもうなかなかならないということであれば博物館に移していただいたほうが広く多くの皆様に見ていただけるし、阿部晃工氏の部分でいうと、専用のコーナーも既に設置してありますので、そこで後世の皆様にも広く見ていただけるということから博物館が一番望ましいのではないかという結果に至ったという経過がございます。

そういった意味では、もちろん屋外設置も含めて、全てまた整備を新たにすることが不可能かと言われると、それもそれだけの経費をかければ不可能ではないと思いますけれども、今後ずっと継続したそういう後世に残していくとか費用の面、それから新庁舎移転後、これから外構工事が来年度また予算を提案させていただきますけれども、その中におきましてはシンボルツリーを設置し、緑地を整備し、植樹をして花壇も整備すると、こういうような計画をしているものですから、そういった全体的なスペースの問題等も含めてこういう結論に至ったという経過もございます。

そういった意味では、苔口議員から御指摘いただいたような、もともと長年市民に親しまれていて、あの双馬像はどうなったのかなとお思いの方もいらっしゃると思いますので、これからそういった外構工事を実施する上では、その機会に合わせて改めて周知を図っていくことも考えていこうと思っております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 長くならないようにしたいと思うんですけれども、阿部晃工氏の博物館のコーナーで長くしっかり保存できるようにという御答弁いただきましたけれども、このコーナー自体をごらんになられていての答弁だと思いますが、私も実際博物館に見に行っておりますけれども、非常に狭い空間の中に押し込められているような、そんな印象を受けております。2頭の双馬が駆ける様が全く感じられない、非常に狭いスペースに無理やり設置したという感が否めないような、そんな状態で今の現状があることが、果たしてそれが先人が、日本を代表すると一番初めに答弁おっしゃっていただきましたけれども、日本を代表する本市の先人に対して、そういったことが果たして適切なのかというのは非常に疑問に思っております。

そして、何より初めから再移設はない前提で動いているのではないかなと私は感じておまして、仮に経費だけの問題であるならば、今いろいろな経費削減云々ではなく、それに対しての費用をつくっていく方法というものもあると思っております。よく本当に言われるようになりましたけれども、近年ではクラウドファンディングですとか、私はふるさと納税の中の項目の一

つに加えてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、これになれ親しんだ人からの募金であるとか、いろんな方法を、とるべき方法をまず検討さえもされていなかったんじゃないのかなと感じております。

先人の思いが詰まった、今で言うこのまちづくり、土別のまちをこれから発展させていくためにという思いがこもった双馬像にそのような扱いが果たして適切であったのかは非常に疑問に思っております。もう一度、再移設を検討というところを含めてでいいんだと思うんです。初めのまずは検討というところから考えていただけないでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 苔口議員が博物館をごらんになって、押し込められてるように感じたという点は、ちょっと私と必ずしも見方が一致していないなどは感じておりますけれども、もちろん当初の制作の意図からすると、青空の下で屋外で設置することを念頭に、初代市長の三浦満吉氏と阿部晃工氏が昭和30年にそういったお約束をされて、市民会館の開設に合わせてそれが実現した。これは当時の記録でも残っておりますので、その認識に変わりはありません。ただ、その上で、未来永劫この地にそれを設置し続ける、形あるものいつか廃するということはもうこれは否めないと思っておりますけれども、その市民会館も今後建てかえがあるかもしれない、庁舎については建てかえが終わりました。そういった意味において、ずっとこの地でなければその意思が実現できないのかということについては、もちろんいろいろな議論があるところでございますけれども、我々としては先ほど申し上げました新庁舎の外構、全体のレイアウト、それから御遺族の意思、こういったものを総合的に判断して今回の結論に至ったということがございます。

そういった意味合いで、御指摘のとおり当初から再移設を前提にして博物館に移したものではございません。その上で今の御意見についても、重ねての御指摘もありましたので、しっかりと受けとめさせていただきたい。今の段階でちょっと私はこれ以上答弁はできるものはないんですけれども、そのように受けとめさせていただきたいと思っております。

以上です。

---

○副議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時22分散会）